



藤沢記者クラブ各位

障がい者雇用を積極的に推進された事業所に感謝状贈呈

～障がい者雇用の輪をさらに広げ、働きやすい職場環境の充実を目指して～

障がいのある方の雇用については、障がい者雇用促進法によって事業者には雇用義務が定められています。ハローワーク藤沢管内において、令和5年6月1日時点で民間企業の法定雇用率である2.3%を達成している企業は、387社中166社（達成率：42.9%）と全体の半分を下回っている状況です。

こうした状況の中で、本市では日頃から障がい者を雇用され、働きやすい職場環境の充実に努力されている事業所の方々に対して、次の日程で感謝状を贈呈します。

障がい者雇用の輪をさらに広げ、障がいのある方がそれぞれの能力を十分に発揮していけるように、今後も事業所の皆様の積極的な取り組みを期待しております。

【障がい者雇用優良事業所感謝状贈呈式】

- | | |
|--------------|--|
| (1) 日 時 | 2024年（令和6年）3月25日（月）
午後2時15分から午後2時45分まで |
| (2) 場 所 | 藤沢市役所 本庁舎6階 特別会議室 |
| (3) 内 容 | 障がい者雇用に積極的な事業所に対し、その功績を称え、感謝状を市長から授与します。 |
| (4) 感謝状贈呈事業所 | 3事業所
● 株式会社 アプルール（藤沢市南藤沢）
● 医療法人社団 村田会（藤沢市円行）
● 株式会社 丸七（藤沢市鵜沼東） |

以 上

*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所 経済部 産業労働課

担当：水野、小林

内線：2227

直通：0466(50)8222